

◇大阪市営住宅条例の一部を改正する条例

- 1 公営住宅の入居者資格を改めることにしました。
- 2 地方自治法に基づく行政財産の目的外使用の許可に係る市営住宅の使用料を定めることにしました。
- 3 その他必要な規定の整備を行うことにしました。
- 4 この条例は、令和7年4月1日から施行することにした。ただし、一部の規定は、同年6月1日から施行することにした。

(都市整備局住宅部管理課)